

## 第65回世界SF大会 Nippon2007 出展規約

### 出展申込及び出展料

1. 出展申込は、所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、Nippon2007 実行委員会「ディールーズ出展」係までご送付下さい。申込書を確認の上、「出展料請求書」を送付致します。
2. 申し込みの最終締切日は2007年6月30日(必着)としますが、先着順で出展予定数が完売され次第、申し込みを締め切る場合がありますので、予めご了承下さい。

### 出展料の支払

1. 出展料金の請求書を発行致します。請求書が届き次第、出展料金を支払い締切日(請求書の到着後2週間以内)までに指定口座へお振込み下さい。
  2. 2007年6月30日以降に受理された申し込みについては、出展料金の支払期日を請求書到着後の1週間以内とし、7月20日を全額支払期日と致します。
- ※7月20日以降の申し込みで出展が承認される場合の支払いについては、事務局にご確認下さい。

振込先:

口座名義 : 特定非営利活動法人エスエフ国際交流会  
振込先銀行 : 東京三菱UFJ銀行 吉祥寺支店  
口座番号 : 普通2280242  
住所 : 〒181-0002 東京都三鷹市牟礼 4-20-5-604

※支払はすべて日本円でお願い致します。(海外送金の場合は、支払時の為替レートを適用して下さい)  
※振込み手数料は出展者のご負担となります。予めご了承下さい。

### 申込解約及び取消料

出展申込者が解約を希望する時は、書面で申し出れば解約する事が出来ます。取消料は以下の通りとなります。

1. 2007年7月10日(火)までに申込解約する場合は、出展料のうち10,000円が取消料として掛かります。
2. 2007年7月10日(火)～7月30日(月)の間に申込解約をする場合は、出展料の50%が取消料として掛かります。
3. 2007年7月30日(月)以降に申込解約をする場合は、出展料の100%が取消料として掛かります。
4. 出展料の入金が支払期限を過ぎてもない場合は、事務局は申し込みの取り消しなどの措置を取る事があります。

### 身元保証書の発行及び入国査証

主催者は、出展者に対し身元保証書の発行は行っておりません。日本への入国査証については、出展者ご自身でご取得下さるよう、お願い致します。国籍によって査証取得の必要有無が異なりますので、詳しくは外務省ホームページ([http://www.mofa.go.jp/j\\_info/visit/visa/index.html](http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html))をご参照下さい。

### 展示スペースの割当と配置について

1. 展示スペースの割当と配置は主催者に一任するものとします。
2. 出展申し込みをしたスペースあるいはコマの譲渡、転貸または交換等の行為は主催者の許可無く行う事は出来ません。

### 主催者の賠償責任

1. 理由または時期の如何に関わらず、万一同コンベンションが開催されない時は、主催者は出展者に払込金を全額返還致します。但し、既に催事準備に掛かった費用は、主催者が定める一定の比率に基づいて返還金の中から差し引きますので、予めご了承下さい。
2. 主催者は理由の如何を問わずにコンベンションの取り止め、早期閉会、開催の延期あるいは開催会場の変更等

が出展者にとって必要であり、且つ望ましいと判断し、それを実行した場合、出展者に対する如何なる損害に対しても責任を負いません。

3. 主催者は、火災・天災・盗難その他の原因によって、出展者、その従業員や雇用者及び代理店、一般公衆やその他の第三者が被る事故または一切の損害に対して責任を負わない事とします。
4. 主催者は、出展者、その従業員や雇用者及び代理店の不注意やその他によって生じた同コンベンションの建築物または施設に対する一切の損害について責任を負わないものとします。
5. 主催者は、同コンベンション発行物、及びその他のプロモーション用資料の中で偶発的に生じた護持・脱字などに関する責任を負わないものとします。

## 破損などの損失

1. 主催者は出展者の所有物の破損、搬入・搬出時の貨物の紛失、及び運送費用については責任を負わないものとし、不適當な梱包によって生ずる損害は出展者自身の責任となります。
2. 展示品が未到着の場合といえども、出展者はスペース使用料金の支払義務を負います。  
※注:主催者はこれらのリスクに対しての保険をかける事を勧めます。

## 安全及び関係法の遵守

出展者は、展示会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を遵守しなければなりません。

## 騒音基準

音を発する機械や電気装置を利用する場合、出展者じゃ主催者の許可を受けるとともに他の出展者の迷惑にならないように操作しなければなりません。主催者はこれらの場合、騒音基準を設定する権利を有します。

## 出展の拒否

1. 出展者は、展示がここに限定された規約を遵守するように務めなければなりません。主催者は規約に違反した場合、理由の如何に関わらず出展物または出展者を拒否し、排除する権利を有します。
2. 出展物または出展者がこの展示物規約の違反により排除される場合には、展示出展料は返還されないものとします。

## 不干渉

出展者は、隣接の出展者に干渉しないものとします。そのような事態が生じた場合は主催者に判断を委ねるものとします。

## その他

1. スペース内装飾
2. 臨時電話架設
3. 出版物
4. 出品物
5. 広告協賛等
6. 搬入・搬出
7. 各種届出書類等と提出期限
8. リース備品の貸し出し
9. サービス施設
10. 催し物、その他諸案内、諸注意など

上記項目その他ブース・スペースの設定に関する諸事項は、その都度、主催者側から連絡するものとし、出展者はその決定に従うものと致します。

## この規約に対する変更と追加

この規約に定めていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合、出展者、主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとし、最終的には主催者の決定に従うものと致します。

主催者は同コンベンションの目的のために必要と判断した場合は、出展者に通知の上、この規約を改訂あるは追補

することができます。

### **紛争処理**

各出展者は、主催者への出展申込書に署名する事によって、この規約を承知したものとみなします。この規約が契約に関する紛争の解決については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。但し、紛争の当事者が仲裁による解決に合意し、仲裁人を選出したときは、仲裁人より解決するものと致します。